# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子ども等医療システム 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、子ども等医療費助成事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

平群町長

#### 公表日

令和4年11月30日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取	2り扱う事務				
①事務の名称	子ども等医療費の助成業務				
②事務の概要	医療費にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、子ども等医療費助成制度を実施している。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①子ども等医療の認定審査、実施対象者把握				
③システムの名称	子ども等医療システム、中間サーバ―、団体内統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル名					
子ども等医療情報ファイル、宛名情	青報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第2項 平群町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 平群町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の事務及び 特定個人情報を定める規則第6条				
4. 情報提供ネットワークシス・	テムによる情報連携				
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主) 実施する</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>				
②法令上の根拠	番号法第19条第9号				
5. 評価実施機関における担	当部署				
①部署	健康保険課				
②所属長の役職名	健康保険課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正	E•利用停止請求				
請求先	総務防災課				
8. 特定個人情報ファイルの耳	又扱いに関する問合せ				

健康保険課

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意) 1) 1,000人未満(任意) [ 1,000人以上1万人未満 ] 3) 1万人以上10万人表 4) 10万人以上30万人 5) 30万人以上			1万人未満 )万人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

<u> </u>	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	画書の種類		
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ重	<b>並点項目評価書又は全</b> 項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載
211 41 30	うっしロー わいフニナナ 深か	ナユエナトノン	
2. 特定個人情報の入手(情報提供目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	「十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワークシステム	を通じた提供を除く。)	[ 〇 ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続	[ ]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

#### 変更箇所

項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
I -1-②事務の概要	医療費にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、子ども等医療費助成制度を実施している。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①子ども等医療の認定審査、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの子ども等 医療データ提供	医療費にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、子ども等医療費助成制度を実施している。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①子ども等医療の認定審査、実施対象者把握	事後	見直しによる変更
I -1-③システムの名称	子ども等医療システム	子ども等医療システム、中間サーバー、団体内 統合宛名システム	事後	見直しによる追記
I -2. 特定個人情報ファイル名	子ども等医療情報ファイル	子ども等医療情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日 I -3. 個人番号の利用 平群町子ども等医療費助成条例		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 平群町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 平群町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の事務における特定個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の事務及び特定個人情報を定める規則第6条	事後	見直しによる変更
I -4-②法令上の根拠	番号法第9条の2	番号法第19条第8号	事後	見直しによる変更
I -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	見直しによる変更
I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	平群町 総務防災課	福祉課	事後	見直しによる変更
Ⅱしきい値判断項目1.対象 人数いつの時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成31年4月1日時点		見直しによる変更
Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数いつの時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる変更
Ⅳリスク対策	_	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
I -5-①部署	福祉課	福祉こども課	事前	課名変更
I-5-②所属長	福祉課長	福祉こども課長	事前	課名変更
I -8特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	福祉課	福祉こども課	事前	課名変更
I -5-①部署	福祉こども課	健康保険課	事後	担当課変更
I -5-②所属長	福祉こども課長	健康保険課長	事後	担当課変更
I -8特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	福祉こども課	健康保険課	事後	担当課変更
I -4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	見直しによる変更
Ⅱしきい値判断項目1.対象	平成31年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	見直しによる変更
人数いつの時点の計数か				
	I -1-②事務の概要  I -1-③システムの名称 I -2. 特定個人情報ファイル名  I -2. 特定個人情報ファイル名  I -3. 個人番号の利用  I -4-②法令上の根拠 I -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ  I しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か  I しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か  I しきい値判断項目2. 取扱る数いつの時点の計数か  I しきい値判断項目5. 可能 I -5-①所属 I -5-①所属 I -5-①所属 I -5-①所属 I -8特定個人情報ファイルの扱扱いに関する問合せ I -5-②所属 I -8特定個人情報ファイルの扱いに関する問合せ I -4-②法令上の根拠	<ul> <li>医療費にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、子ども等医療費助成制度を実施している。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①子ども等医療の認定審査、実施対象者把握②情報提供ホットワークシステムへの子ども等医療データ提供</li> <li>I −1 −②システムの名称</li> <li>I −2. 特定個人情報ファイル</li> <li>I −2. 特定個人情報ファイル名</li> <li>I −3. 個人番号の利用</li> <li>平群町子ども等医療費助成条例</li> <li>I −3. 個人番号の利用</li> <li>平群町長</li> <li>I −3. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</li> <li>I −8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ</li> <li>I −8. 特定個人情報ファイルの取扱いの時点の計数か</li> <li>I しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か</li> <li>I しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か</li> <li>I □ 1 −5 −①部署</li> <li>I −5 −②所属長</li> <li>I −8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</li> <li>I −5 −②所属長</li> <li>I −8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</li> <li>I −5 −②所属長</li> <li>I −8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</li> <li>I −5 −②所属長</li> <li>I −3 ←2 所属長</li> <li>I −5 −2 所属長</li> <li>I −3 ←3 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4 ←4</li></ul>	歴典表にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、子ども等医療機動の制度を実施 でいる。情報でいる。大学でいる。大学でいる。大学でいる。大学では、子ども等医療機動の制度を実施 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 でアメモキ等産権の認定審査、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムの子ども等 医療データ提供 エー1-②システムの名称 子ども等医療をシステム 子ども等医療の認定審査、実施対象者把握 変像データ提供 エー2・特定個人情報ファイル スー2・特定個人情報ファイル アども等医療情報ファイル エー3・個人番号の利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	原金費にかかる保護者の負担を軽減すること を自めとして、子とも等医療費助成制度を実施 している。 (一子とも等医療受験と関係者のプロ・対象の制度を実施 している。 (一子とも等医療の数定書表、実施対象者形態 反常を分えテムの名称 ・ 子とも等医療受験と表して、 子とも等医療の認定書表、実施対象者形態 反常を分えテムの名称 ・ 子とも等医療の認定書表、実施対象者形態 反常を一う程度  エー1・3・2・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 (一子とも等医療の認定書表、実施対象者形態 反常を一う程度 ・ 子とも等医療をステム ・ 子とも等医療の認定書表、実施対象者形態